

新型コロナウイルス関連 2.16②

令和3年2月16日

会員各位

鎌倉市医師会 会長 山口 泰
公衆衛生担当 理事 今井 一登

新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者の転院に係る 相談・調整支援窓口の設置について

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。
こちらは鎌倉市医師会 HP へもアップロードしていますのでご確認ください。

医療危機対策本部室長
医療機関調整担当部長

新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者の転院に係る 相談・調整支援窓口の設置について（通知）

日頃から本県の感染症対策行政の推進に格別の御理解と御協力をいただき、
また、新型コロナウイルス感染症に係る医療の提供に多大な御尽力を賜り、厚く
お礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、受入病床がひっ迫する中で、
同感染症の退院基準を満たしたものの、他疾患等の関係で引き続き入院管理が
必要な患者（以下、「下り搬送患者」という。）が重点医療機関等からスムーズに
転院できないことが、重点医療機関等の病床がひっ迫する一因となっております。

このため県では、下り搬送患者の転院先をお探しの医療機関からの具体的な
相談にワンストップで対応し、マッチングを支援する相談・調整支援窓口を別添
のとおり設置することとしました。また、下り搬送患者の転院を希望する医療機
関と受け入れる医療機関とを繋ぐ、神奈川モデル認定医療機関専用アプリ、
kintone（キントーン）「下り搬送調整」も同時にサービスを開始しましたので、
お知らせします。

問合せ先

医療危機対策本部室 搬送調整班

医療課 医療機関調整班

（電話） 045-285-1032（直通）

（メール）

hansou.rh83@pref.kanagawa.jp

（担当） 星、大石

神医受
第3491号

(別添)

令和3年1月28日

新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者
(下り搬送患者)の転院に係る
神奈川県 の相談・調整支援窓口について

1 相談・調整支援窓口の連絡先など

神奈川県 医療危機対策本部室 搬送調整班 下り搬送支援チーム

(電話) 045-285-1032 (直通)

(メールアドレス) hansou.rh83@pref.kanagawa.jp

(電話受付時間) 平日 9:00~17:00

2 kintone「下り搬送調整」

→「搬送調整依頼」アプリ、「受入可能病床管理」アプリ

(神奈川モデル認定医療機関専用アプリ)

- 神奈川モデル医療機関の認定後に事務局より割り当てさせていただいた病院ごとのkintone(キントーン)のID、パスワードを使ってログインし、「下り搬送調整」のバナーから各アプリをご利用下さい。
- 「搬送調整依頼」アプリは、現在コロナ患者を受け入れている病院が退院基準を満たした患者(下り搬送患者)の他院への転院の調整を県の支援窓口依頼する際などに使用します。
- 「受入可能病床管理」アプリは、下り搬送患者を受け入れる神奈川モデル認定医療機関(協力病院B)の各調整窓口のほか、当該医療機関の受入体制、受入要件といった詳細な情報を掲載しており、病院間での転院調整を直接行う場合などに活用いただきます。

3 下り搬送患者の転院を希望する医療機関の方へ

(1) 下り搬送患者の転院に係る相談・調整窓口の利用方法

- 下り搬送患者の県による転院調整を希望する場合は、kintone「下り搬送調整」内の「搬送調整依頼」アプリに必要な患者特性の情報を入力し、御依頼ください。
- アプリの操作方法については、別添「退院基準を満たした患者の搬送調整システム_運用マニュアル」を御参照ください。
(アプリ内にも掲載しています)

(2) 下り搬送患者の転院に係る調整支援の流れ(依頼方法など)

- 下り搬送患者の転院を希望する医療機関は、kintoneにログインし、「下り搬送調整」の「搬送調整依頼」のアプリに該当する患者の特性等の情報を

入力し、県への調整依頼の登録を行って下さい。

- 依頼を受けた県では、「搬送調整依頼」アプリに入力いただいた患者情報に基づき、下り搬送を受け入れる重点医療機関協力病院（協力病院B）に連絡し、依頼元に調整可能な医療機関を紹介（マッチング）します。なお、この段階では受入決定ではありませんので、患者の病態等も含めて実際に受入可能かどうかは医療機関相互で直接調整をお願いします。
- 下り搬送患者の転院調整がより円滑に行われるよう、県では下り搬送を受け入れる神奈川モデル認定医療機関（協力病院B）の各調整窓口のほか、当該医療機関の受入体制、受入要件といった詳細な情報を調査し、kintone上の「受入可能病床管理」アプリで、関係医療機関に情報提供します。
- 「受入可能病床管理」アプリの情報をもとに県を介さずに「搬送調整依頼」アプリを利用して医療機関相互で転院調整を行っていただいても結構です。アプリの操作方法については、別添「退院基準を満たした患者の搬送調整システム_運用マニュアル」を御参照ください。
- 調整窓口に依頼したが、その後に依頼元にて別の転院先を直接調整できた場合は、その旨「搬送調整依頼」アプリにステータス情報（調整結果）を入力して下さい。

4 下り搬送患者受入医療機関（重点医療機関協力病院で④に○がついている医療機関（高度、重点を除く））の方へ

- 退院基準を満たした患者の受入規模を示す「受入可能病床数（概数／程度）」など、病院情報に変更がありましたら「受入可能病床管理」アプリの情報を更新してください。
- アプリの操作方法については、別添「退院基準を満たした患者の搬送調整システム_運用マニュアル」を御参照ください。
- 下り搬送患者の転院を希望する医療機関（高度医療機関、重点医療機関等）から県の相談・調整窓口に調整依頼がありましたら、当該調整窓口から転院先候補となる医療機関に御連絡します。
- 下り搬送患者の転院を希望する医療機関（高度医療機関、重点医療機関等）から直接転院先候補となる医療機関に御連絡する場合があります。
- 連絡を受けた医療機関では受入を検討し、受入可能か御回答ください。なお、この段階では受入決定ではありませんので、患者の病態等も含めて実際に受入可能かは医療機関相互で直接調整をお願いします。

問合せ先

医療危機対策本部室 搬送調整班

医療課 医療機関調整班

（電話） 045-285-1032（直通）

（メール） hansou.rh83@pref.kanagawa.jp

（担当） 星、大石